

川崎都市計画素案説明会

川崎都市計画下水道の変更（第1号公共下水道）



KAWASAKI CITY

日時：令和8年3月18日（水）午後7時～午後8時30分

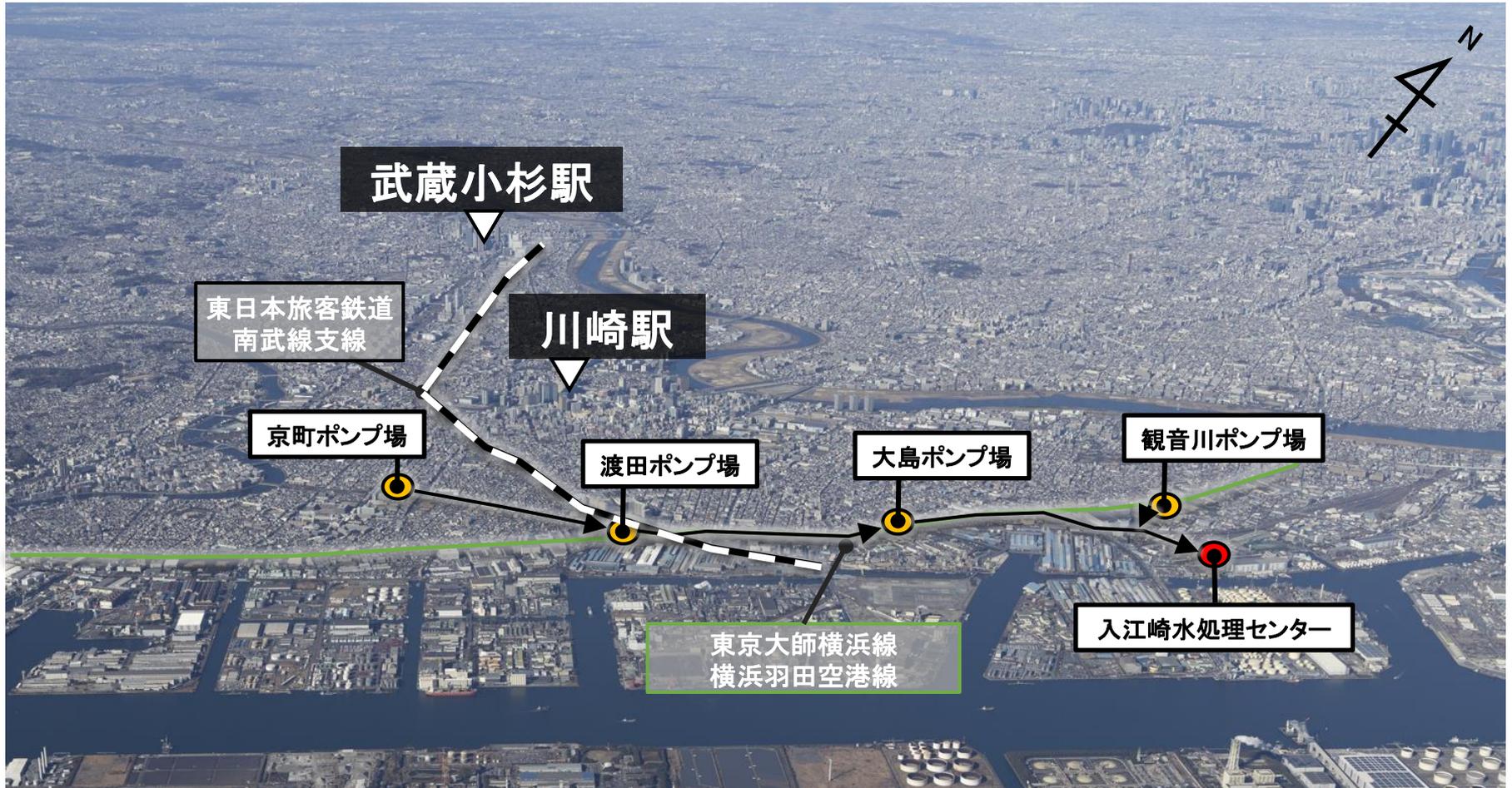
場所：川崎市本庁舎2階ホール

- 1 周辺の概況**
- 2 老朽化対策について**
- 3 都市計画素案**
- 4 今後の都市計画手続**

1 周辺の概況

- (1) 周辺の状況
- (2) これまでの経緯
- (3) 上位計画等の位置づけ

(1) 周辺の状況



(2) これまでの経緯

昭和32年3月

都市計画決定「入江崎水処理センター、大島ポンプ場、
渡田ポンプ場、京町ポンプ場、観音川ポンプ場、
汚水遮集」

昭和36年9月

入江崎水処理センター・大島ポンプ場の供用開始

昭和39年6月

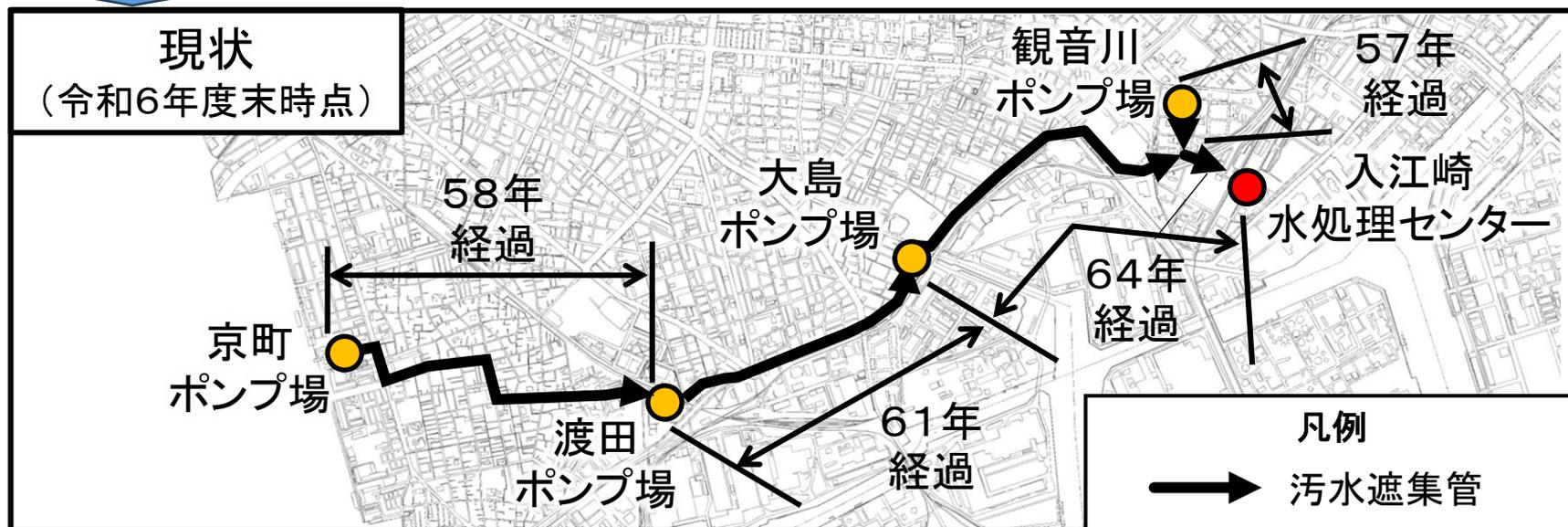
渡田ポンプ場の供用開始

昭和42年8月

京町ポンプ場の供用開始

昭和43年8月

観音川ポンプ場の供用開始



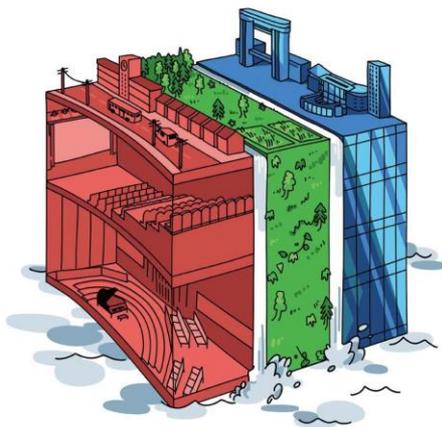
(3) 上位計画等の位置づけ

上位計画

川崎市総合計画 第3期実施計画(令和4年3月策定)

川崎市総合計画

第3期実施計画



川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

川崎市
令和4(2022)年3月

川崎市総合計画

- 本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めたもの



- 下水道の管きよ・施設の老朽化対策などの推進を位置づけている

(3) 上位計画等の位置づけ

上位計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和7年3月策定)

川崎都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

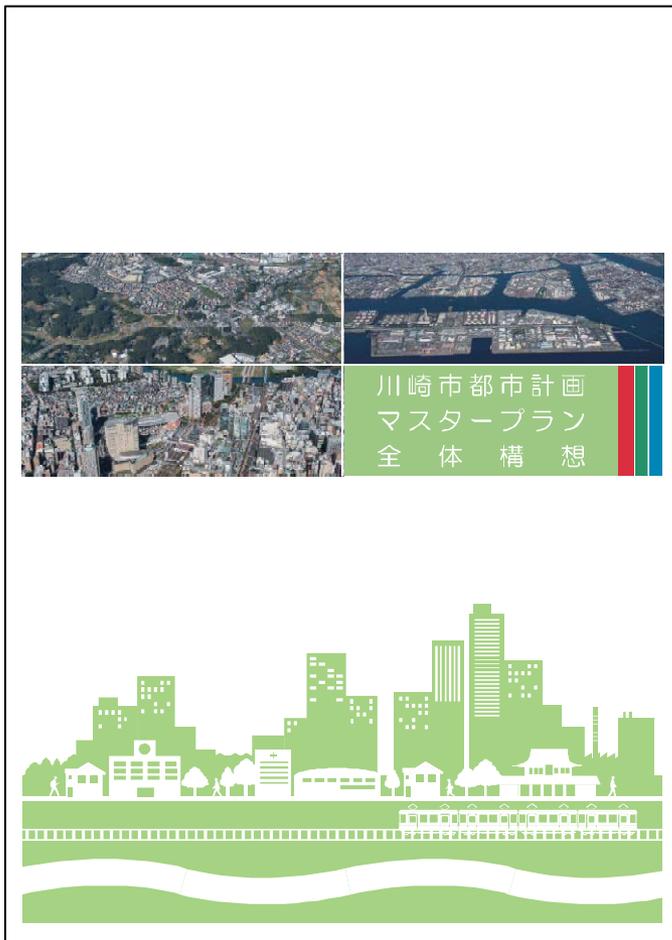
令和7年3月
川崎市

整備、開発及び保全の方針

- 広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めるもの
 - 地域の発展の動向や、将来の見通し等を勘案して、長期的な視野に立った本市の将来都市像の実現に向け、その道筋を明らかにしようとするもの
- 
- 下水道については、老朽化した管きよの再整備などを進めることとしている

上位計画

都市計画マスタープラン全体構想(平成29年3月改定)



都市計画マスタープラン

- 本市の都市計画に関する基本方針を示すもの



- 下水道については、計画的な維持管理や老朽化した下水道の管きよの再整備などを進めることとしている

(3) 上位計画等の位置づけ

上位計画

川崎市上下水道ビジョン(2017~2025)

川崎市上下水道事業中期計画(2022~2025)



川崎市上下水道ビジョン

- 将来にわたり本市の上下水道事業を持続し、次世代に発展的につないでいくための指針となる長期展望



川崎市上下水道事業中期計画

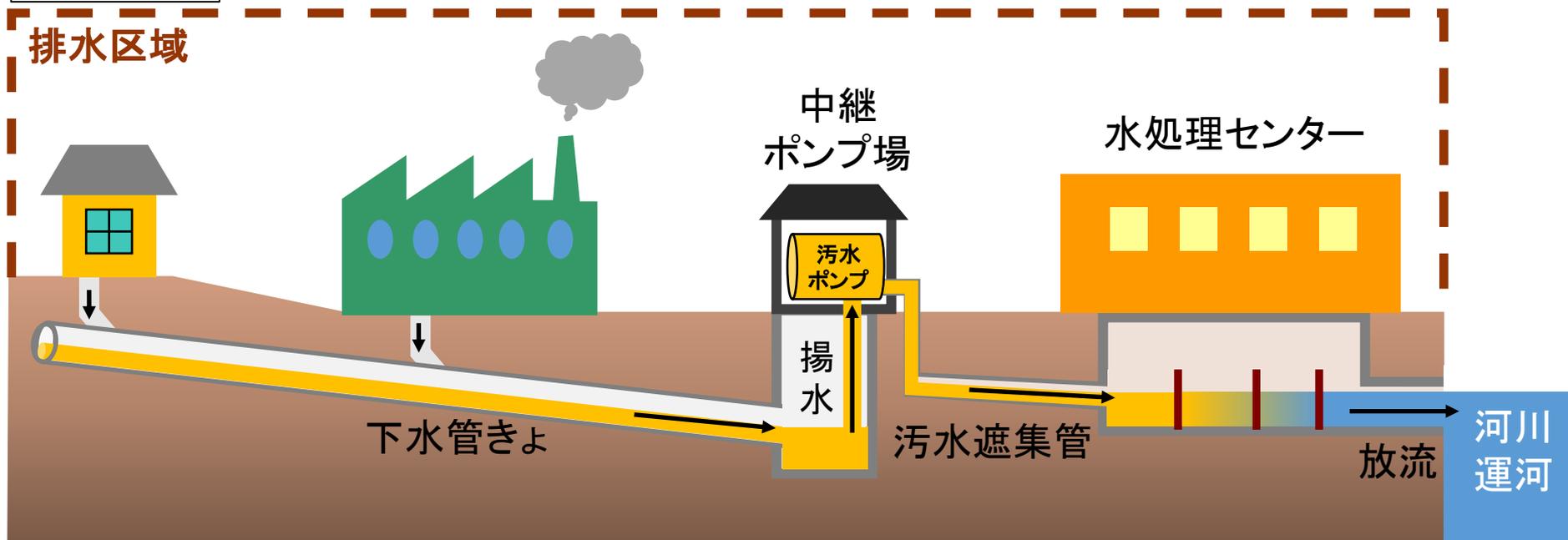
- 上下水道ビジョンの実現に向けた実施計画
- 下水道の管きよ・施設の老朽化対策や、浸水対策などを進めることとしている

2 老朽化対策について

- (1) 下水道の概要**
- (2) 老朽化対策の概要**
- (3) 入江崎統合幹線事業の計画概要**
- (4) スケジュール**

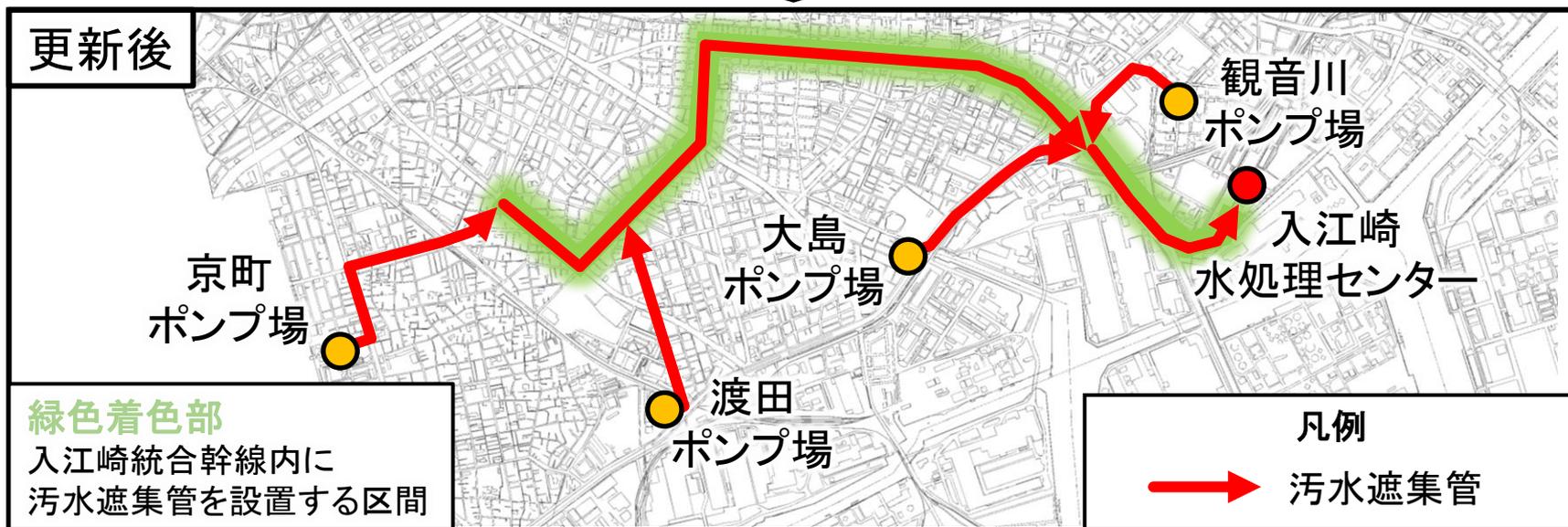
(1) 下水道の概要

イメージ



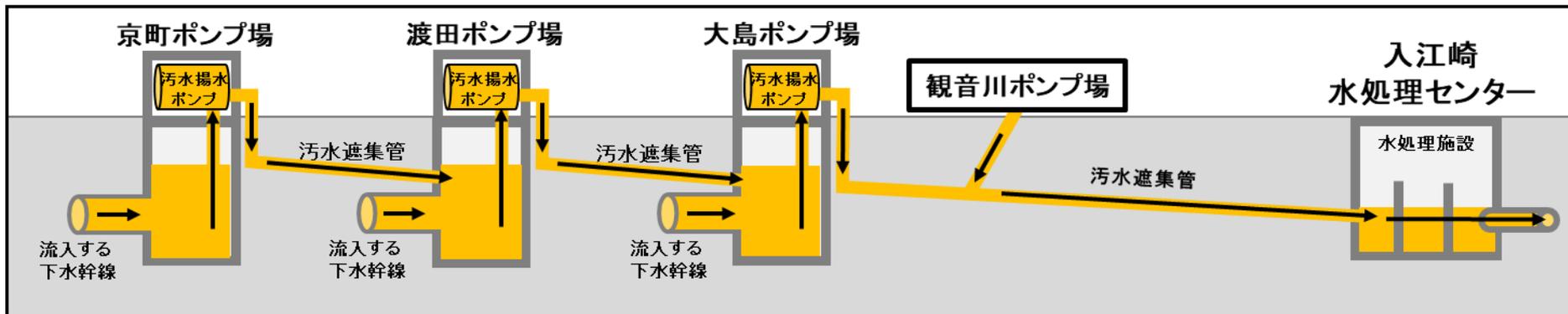
- ◆ 下水道は、排水区域内で発生する下水を、下水管きよにより自然流下で集め、水処理センターで処理し、河川や運河に放流しています。
- ◆ 下水管きよは、下水を効率的に流すため、勾配を付けて徐々に深くなるよう設置しています。
- ◆ 平坦な地域などで、下水管きよの設置位置がとても深くなった場合、中継ポンプ場を設置し、下水を汲み上げ(揚水)、水処理センターへ流しています。

(2) 老朽化対策の概要

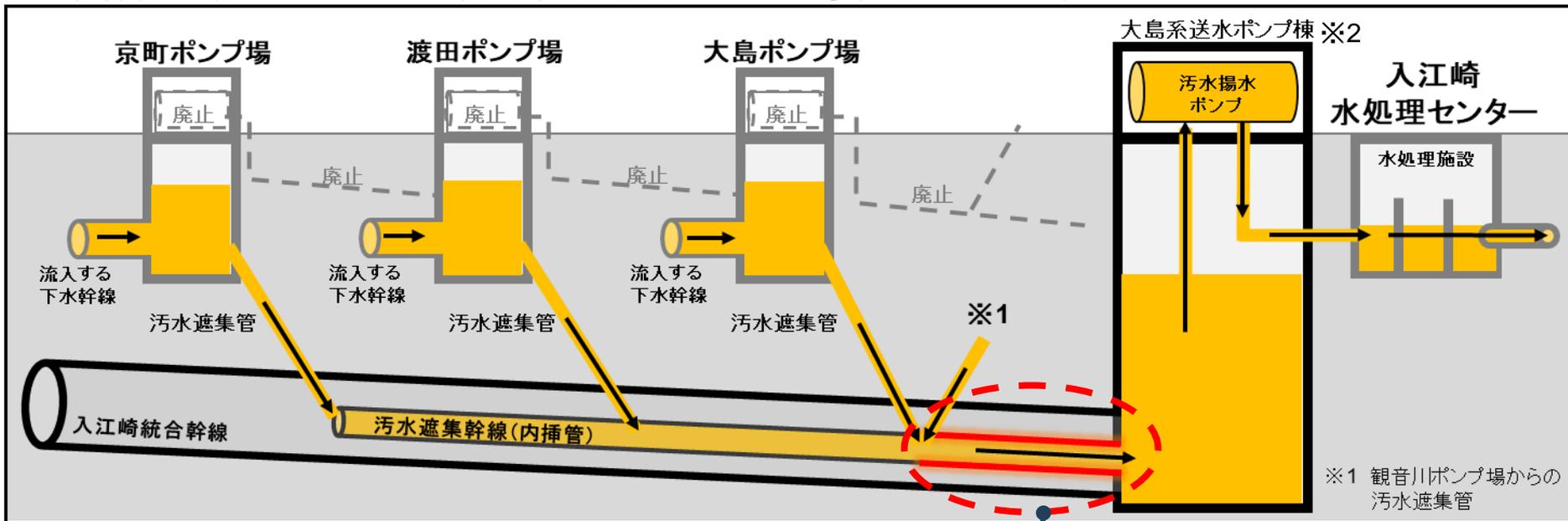


(2) 老朽化対策の概要

- 現状：汚水は、各ポンプ場を中継し、揚水ポンプにより入江崎水処理Cへ送水



- 更新後：各ポンプの汚水揚水機能を廃止し、大島系送水ポンプ棟により入江崎水処理Cへ送水



都市計画に定める管きよ(1,000ha以上の排水区域を担う管きよ)

※2：入江崎統合幹線によって流下した汚水と雨水を、入江崎水処理センターの水処理施設に送水するための施設
(出典：「重点化地区(川崎区)の浸水対策について」令和6年度2月10日環境委員会 所管事務の調査(報告)資料)

(3)入江崎統合幹線事業の計画概要

【計画概要】※1

- 入江崎統合幹線 内径φ4.5m、延長約5km
- 雨水導水管 内径φ2.0m~3.5m、総延長約5km
- 汚水遮集管 内径φ0.9m~1.6m、総延長約4km
- 大島系送水ポンプ棟 面積1,600m²程度、地下30m程度

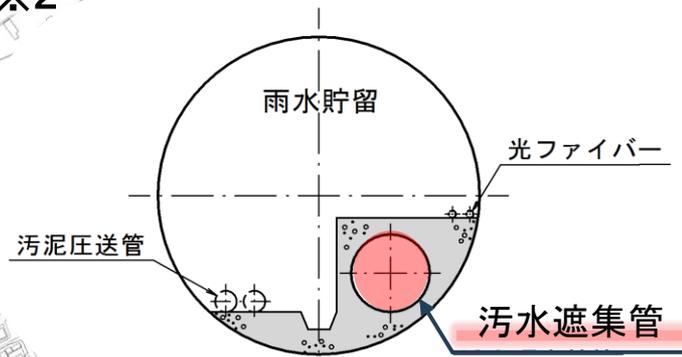
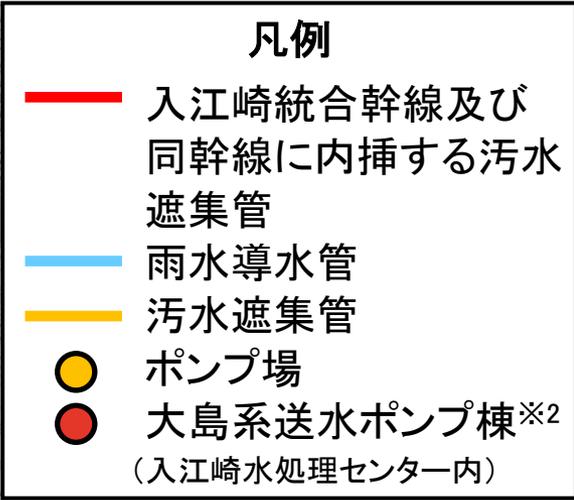
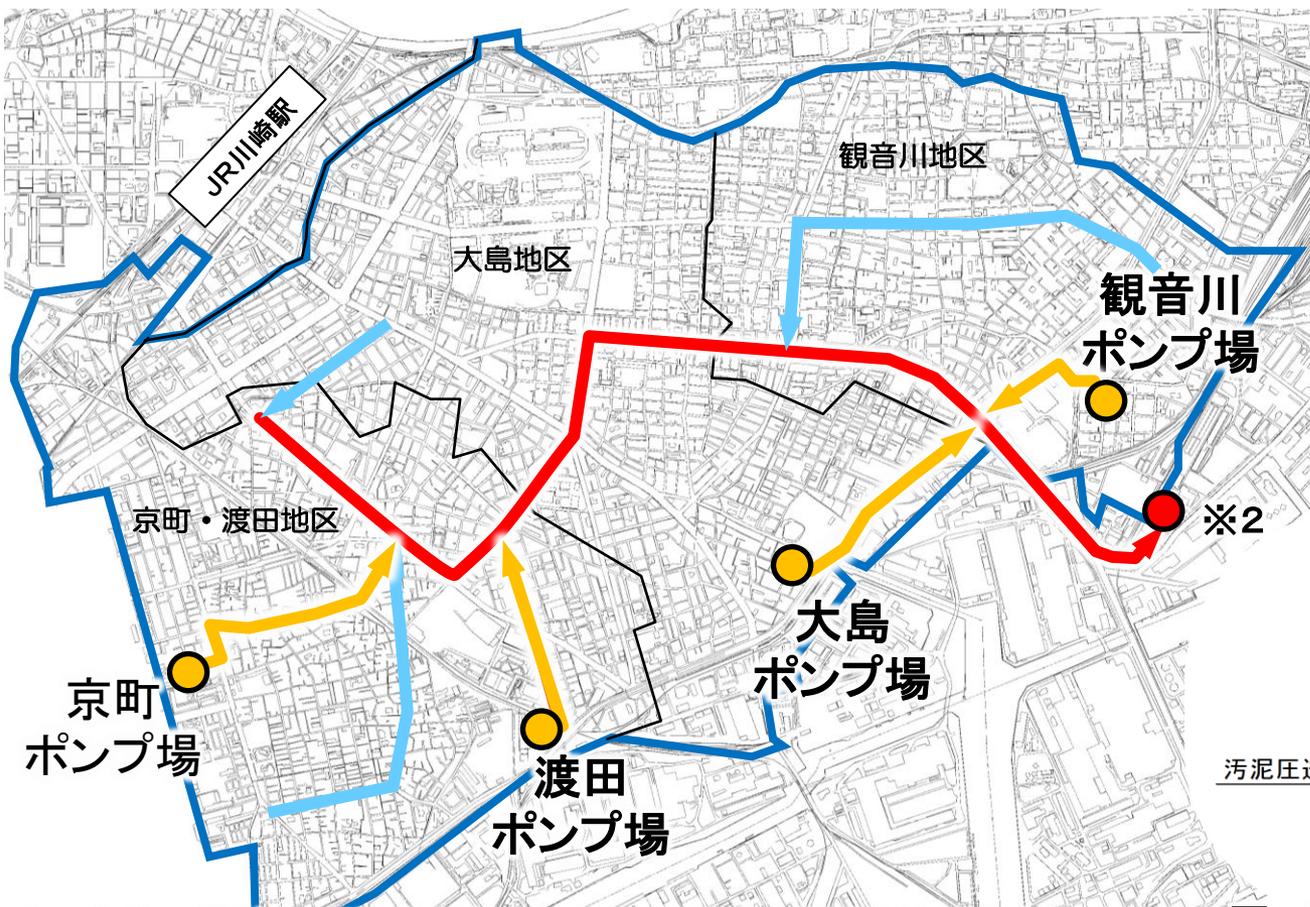


図 入江崎統合幹線の構造(イメージ)

※1: 今後の設計により、内径等については見直す場合があります。
 ※2: 入江崎統合幹線によって流下した汚水と雨水を、入江崎水処理センターの水処理施設に送水するための施設
 (出典:「重点化地区(川崎区)の浸水対策について」令和6年度2月10日環境委員会 所管事務の調査(報告)資料)

(4) スケジュール

施設	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20	..	R 26	R 27	
汚水遮集管 【老朽化対策】					工事 入江崎統合幹線内に設置する区間					工事 入江崎統合幹線外に設置する区間						
大島系送水ポンプ棟 ※1 【老朽化対策】									工事							
入江崎統合幹線 【浸水対策】	工事								供用開始							

供用開始

供用開始

※1: 入江崎統合幹線によって流下した汚水と雨水を、入江崎水処理センターの水処理施設に送水するための施設
 (出典:「重点化地区(川崎区)の浸水対策について」令和6年度2月10日環境委員会 所管事務の調査(報告)資料)

3 都市計画素案

第1号公共下水道の変更

都市計画の決定(変更)と下水道事業の関連について

上位計画等(川崎市総合計画、川崎市上下水道ビジョン等)

都市計画法
都市計画の決定(変更)

都市計画法
事業認可(変更)



下水道法
事業計画の策定(変更)

下水道事業の実施
(老朽化対策事業など)

下水道の都市計画の考え方

生活環境の改善

水質の保全

浸水の防除

都市活動を支える上で必要不可欠な施設

積極的に都市計画に定めるべきもの

第13版 都市計画運用指針

令和7年3月

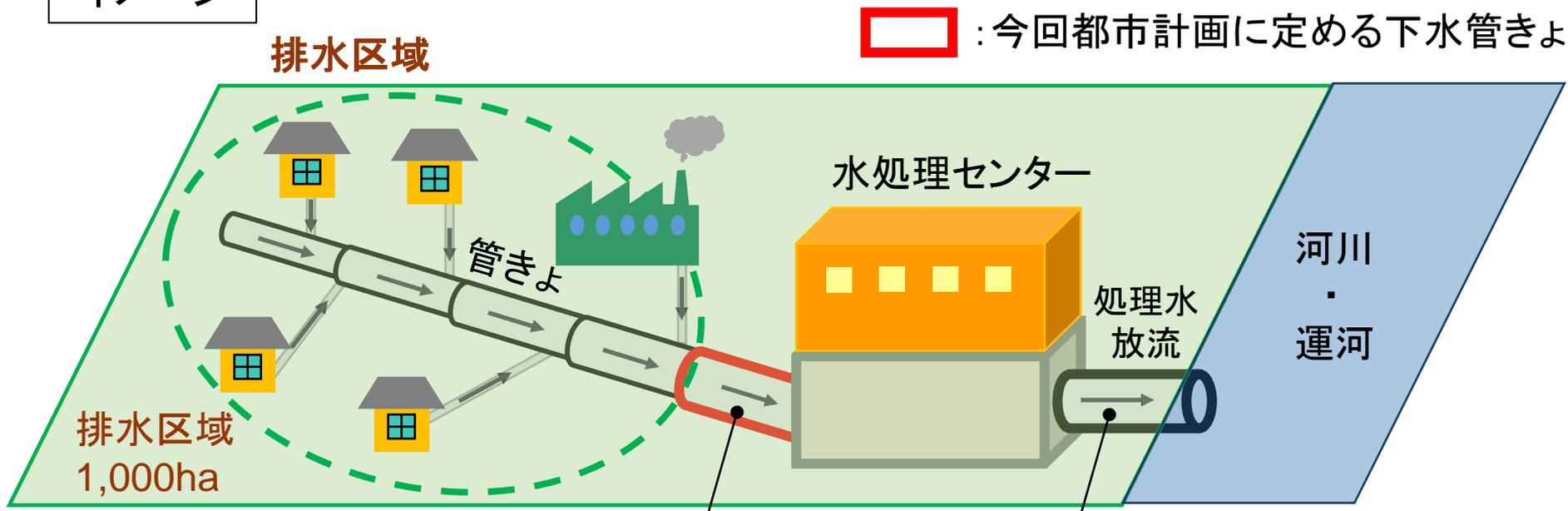
国土交通省

(出典:「第13版 都市計画運用指針 令和7年3月 国土交通省」)

都市計画に定める下水道(管きよ)について

- ① 一定の面積以上の排水区域を担う管きよ(目安として1,000ha程度)
- ② 処理水を放流するための主たる管きよ

イメージ

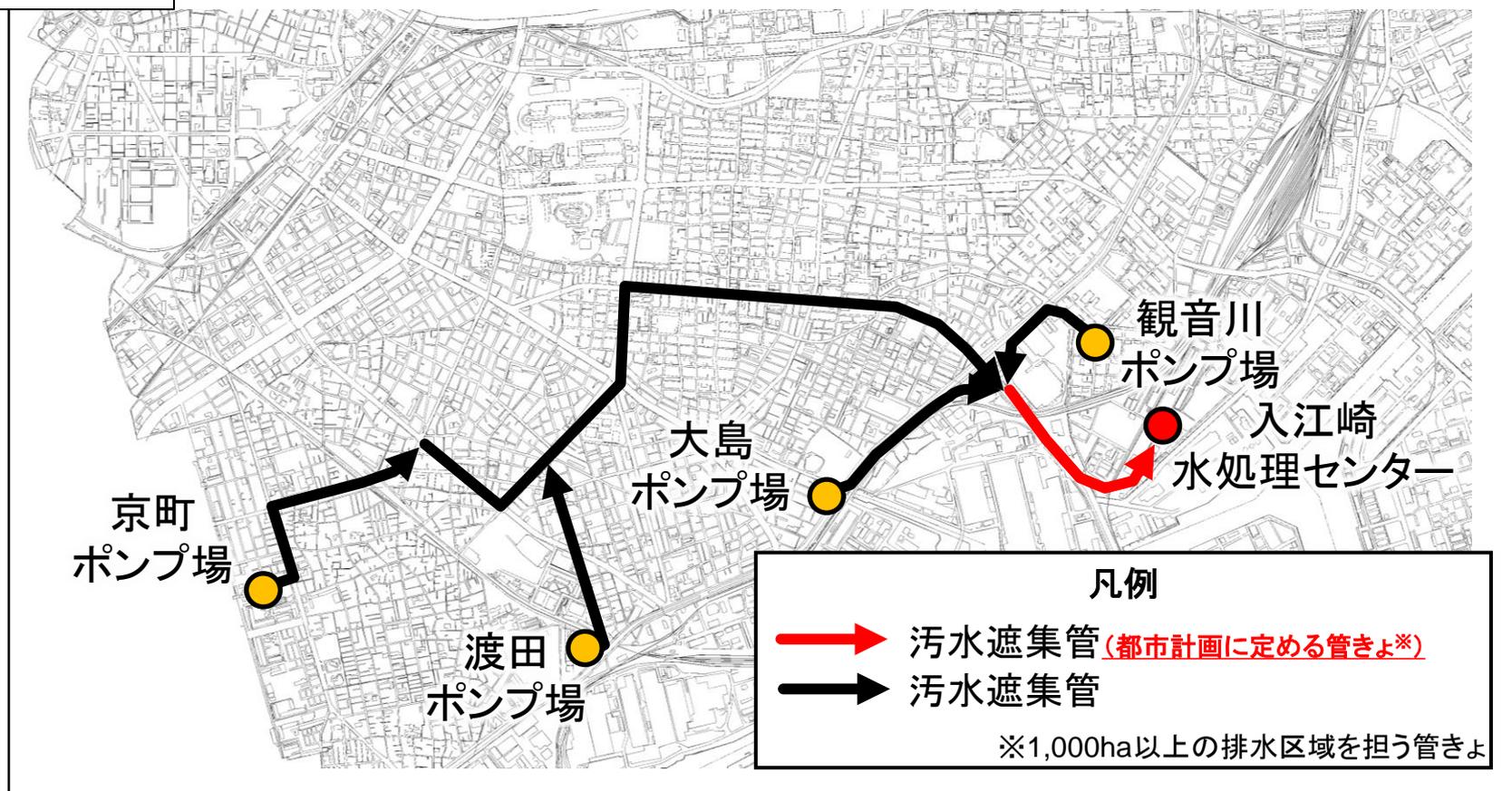


①一定の面積以上の排水区域を担う管きよ(目安として1,000ha程度)

②処理水を放流するための主たる管きよ

第1号公共下水道の変更

更新後

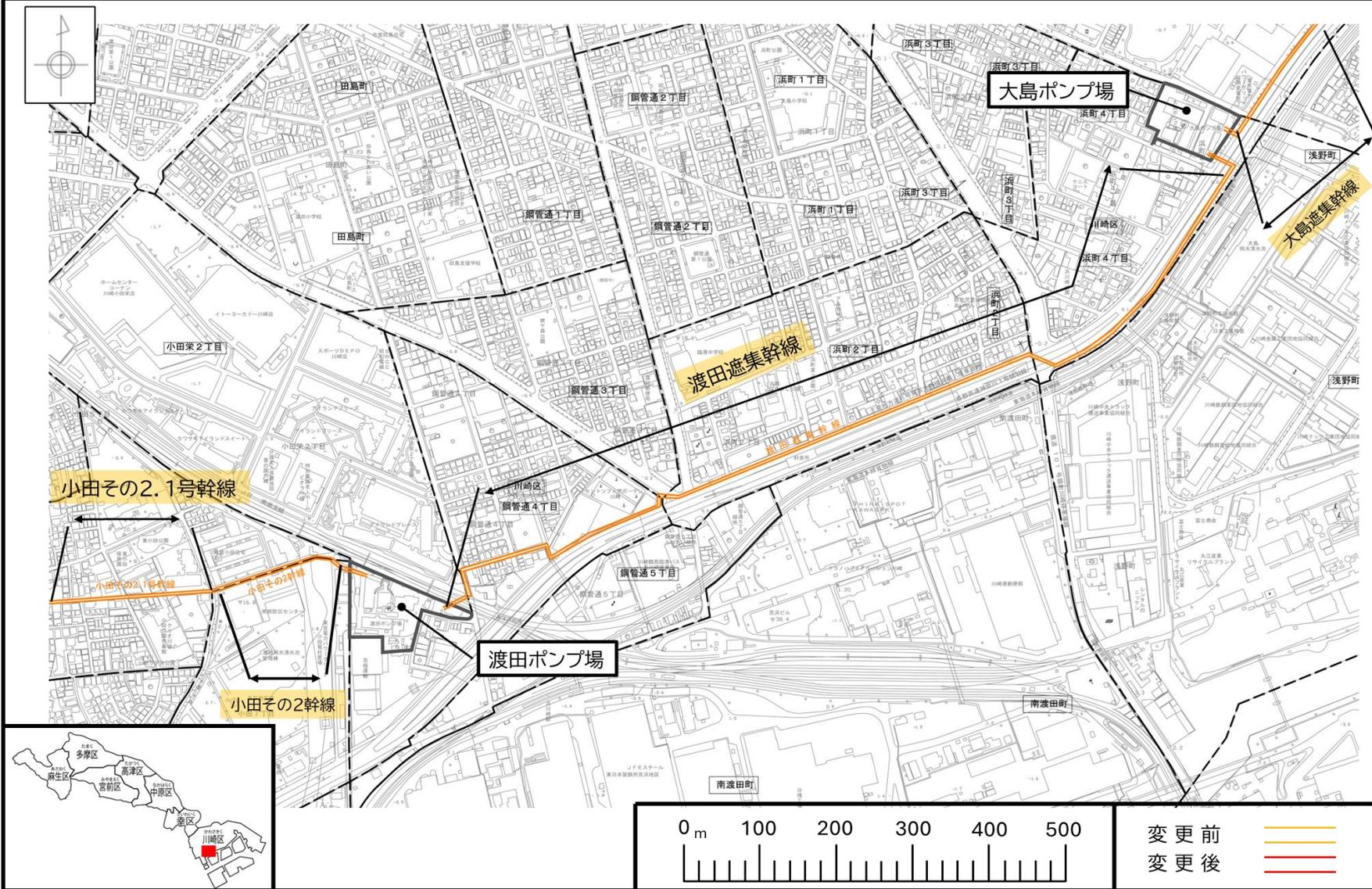


第1号公共下水道の変更

川崎都市計画下水道の変更

川崎都市計画下水道の変更

計画図(素案) 2/3

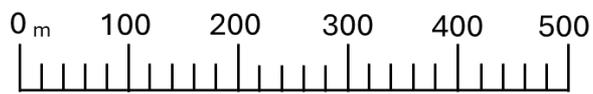
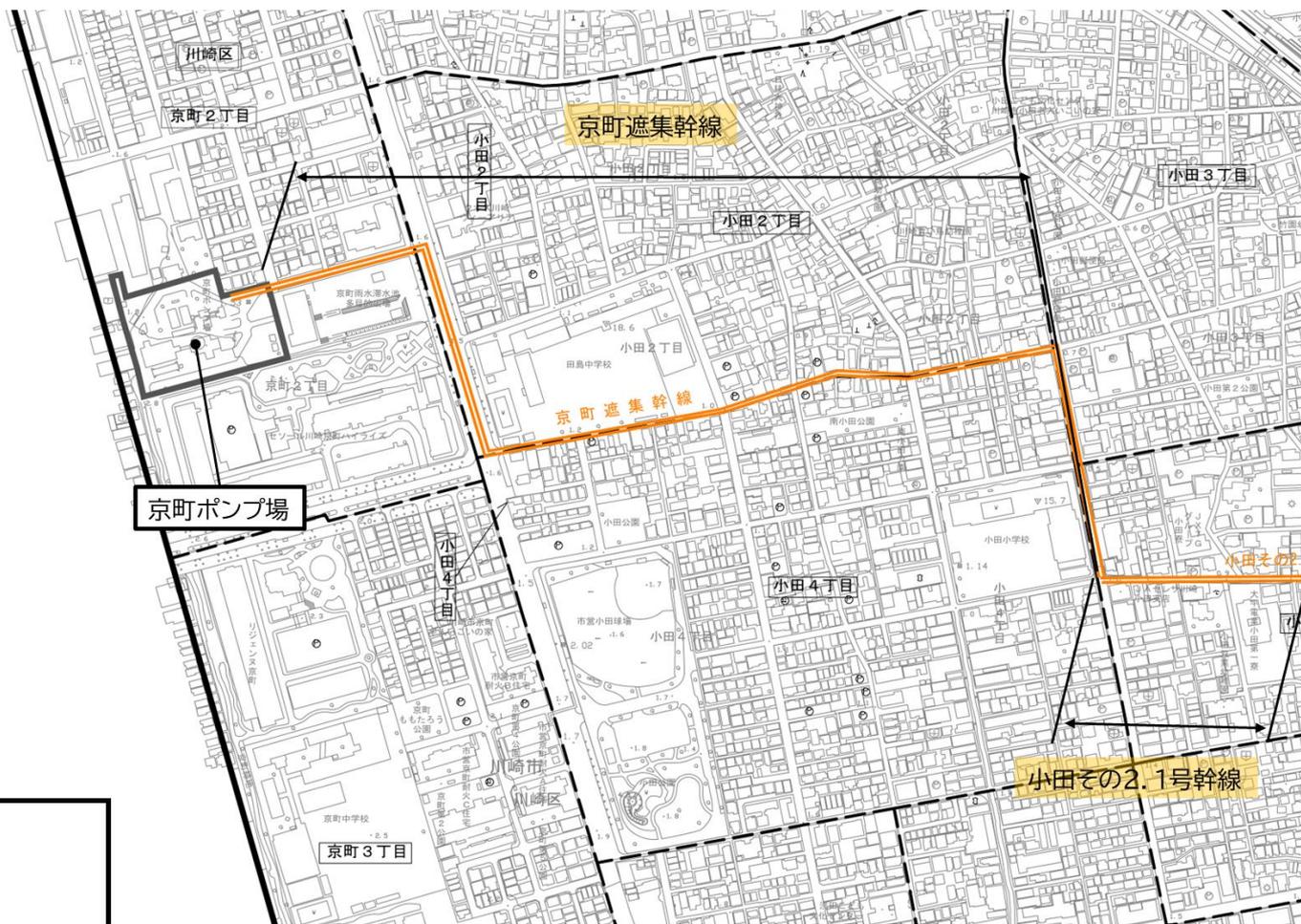


第1号公共下水道の変更

川崎都市計画下水道の変更

川崎都市計画下水道の変更

計画図(素案) 3/3

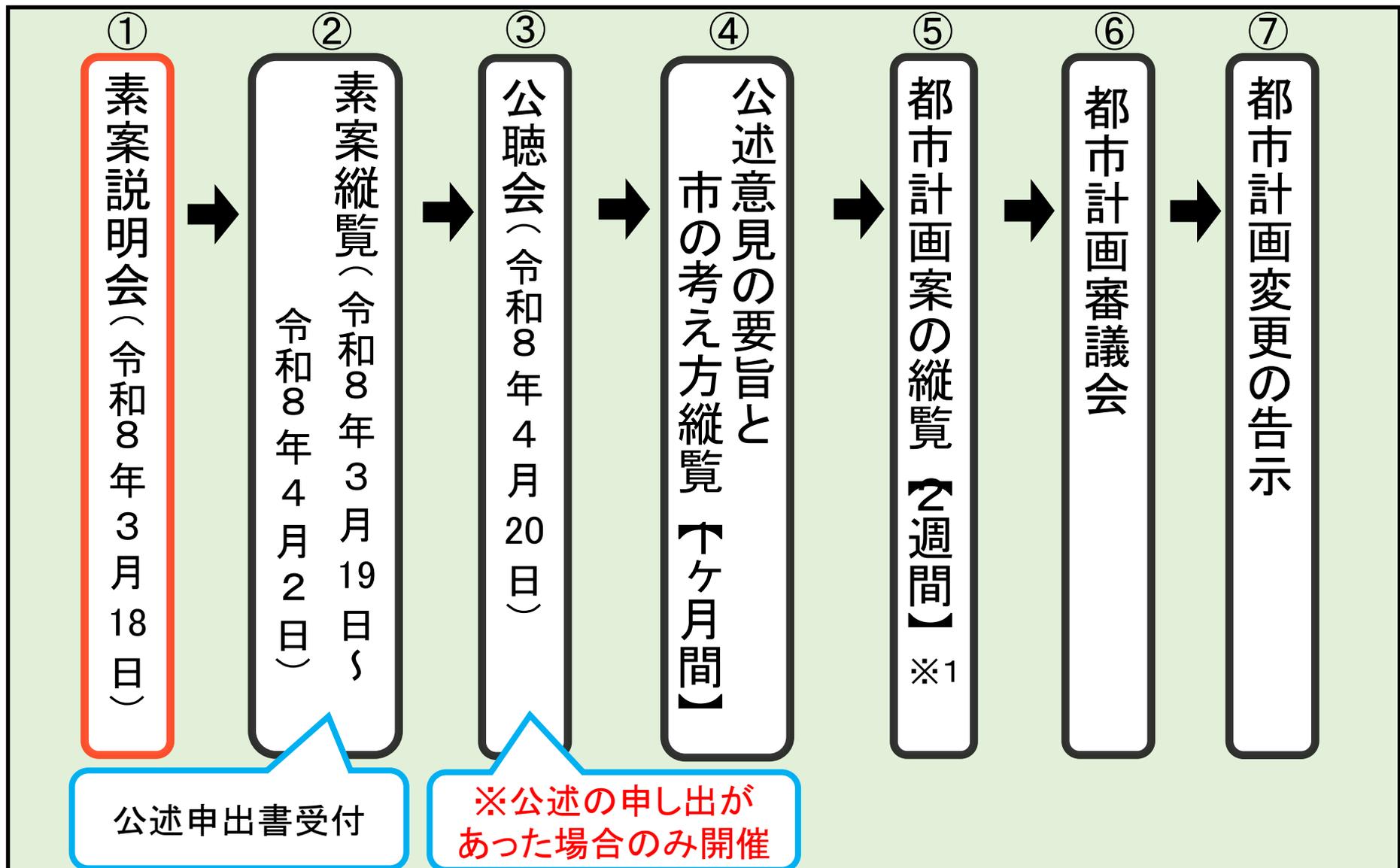


変更前 
変更後 

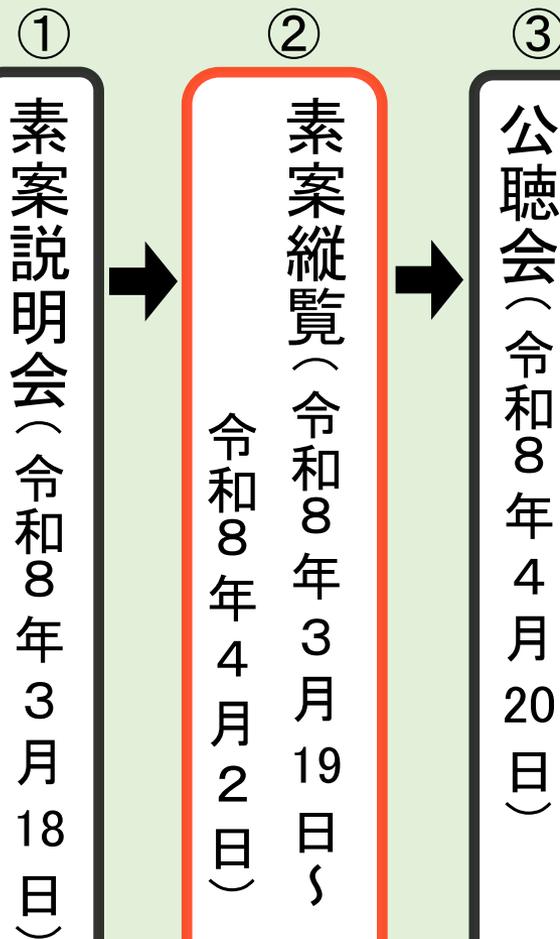
4 今後の都市計画手続

今後の都市計画手続(全体の流れ)

川崎都市計画下水道の変更



※1 川崎市民及び利害関係人の方が、本案件に関する事項の都市計画の案に対して、意見書を提出できます。



縦覧期間

令和8年3月19日(木)～
令和8年4月2日(木)

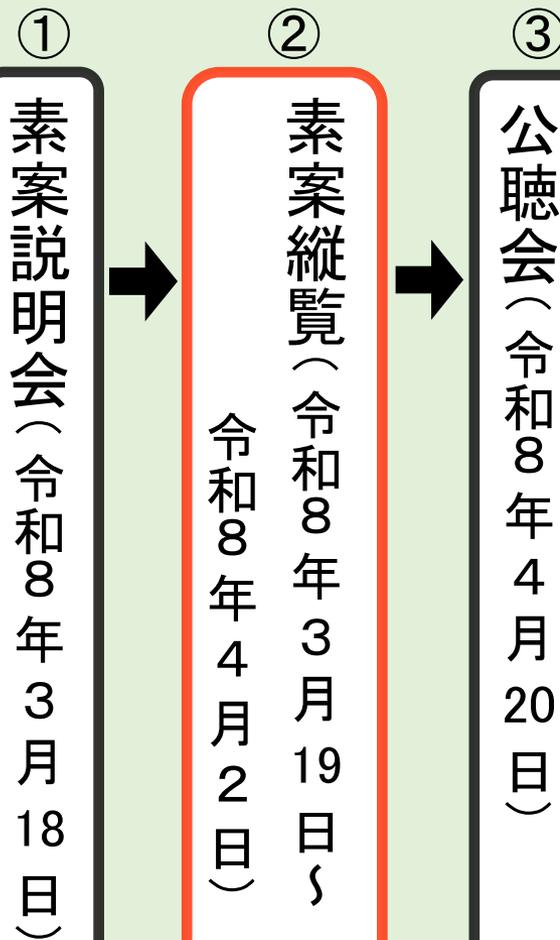
縦覧場所

- まちづくり局計画部都市計画課
- 川崎区役所、田島支所仮庁舎
〔受付時間
平日 午前8時30分～午後5時〕
- 川崎図書館
〔受付時間
平日 午前9時30分～午後7時
土日・祝日 午前9時30分～午後5時〕

縦覧期間中、「都市計画素案」を市ホームページに掲載します。

川崎市HP > 都市計画 手続き中 で検索 > 『現在手続き中の都市計画案件』





公述申し出ができるのは、川崎市民又は利害関係人の方

申出期間

**令和8年3月19日(木)～
令和8年4月2日(木)**

申出方法

○書面での提出

- ・ 公述申出書を都市計画課へ郵送又は持参
- ・ 公述申出書の書式は自由
(氏名、住所、意見の要旨を記載)
- ・ 参考書式は縦覧場所又は本市ホームページで

○電子申請

- ・ 本市ホームページから申請

①

素案説明会(令和8年3月18日)



②

素案縦覧(令和8年3月19日)
令和8年4月2日



③

公聴会(令和8年4月20日)

公聴会

日時：

令和8年4月20日(月)
午後7時～

場所：

川崎市役所本庁舎1階
101・102会議室

- ・ 申出多数の場合抽選(定員10名)
- ・ 公述はおひとり15分以内
- ・ 開催しない場合は4月13日(月)頃までに本市ホームページ及び縦覧場所に掲示

公述の申し出があった場合のみ開催

公述人



**公述の申出をされた方は都市計画素案に対する
ご意見を述べることができます。**

※傍聴もできます

都市計画素案説明会等のお知らせ

川崎都市計画下水道の変更（第1号公共下水道） 川崎市

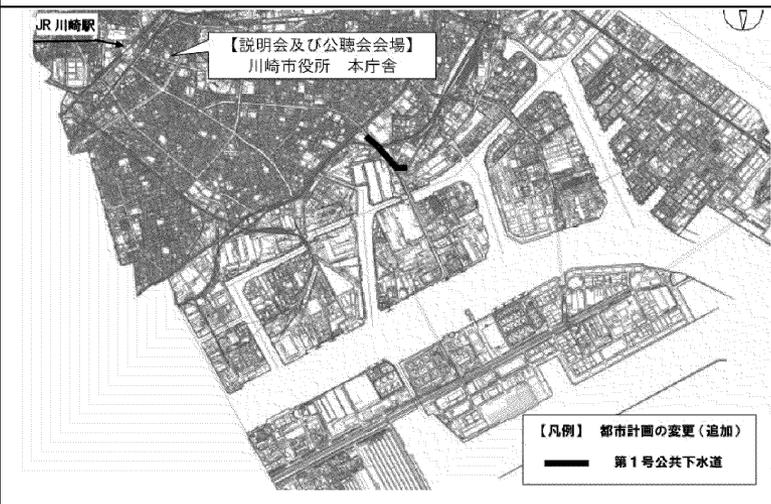
川崎市では、昭和6（1931）年から下水道事業に着手しており、積極的に下水道の普及拡大に取り組んできた結果、現在ではほとんどの市民が下水道を利用できるようになっています。一方で、初期に整備した下水道施設（管渠、ポンプ場など）は老朽化が進んでいることから、下水道機能に支障が生じることを未然に防ぐため、更新、再構築を計画的に行う必要があります。

この度、下水道施設の老朽化対策に向けて、都市計画の変更手続を開始することとなりました。変更内容の素案をご説明する会を開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更内容につきましては、川崎都市計画下水道（第1号公共下水道）として定めている下水道施設（管渠）の位置を、新たに整備する位置へ変更するものです。

■変更の概要について

【予定案件】 川崎都市計画下水道の変更



■素案説明会の開催について

- 日時：令和8年3月18日（水）午後7時から8時30分まで（開場：午後6時30分）
- 場所：川崎市役所本庁舎2階ホール（川崎市川崎区宮本町1番地）

※先着100名を定員といたします。
※駐車場（本庁舎（有料））は数に限りがございますので、公共交通機関を御利用ください。

■素案の縦覧及び公聴会について

都市計画素案について、次の期間で縦覧を行います。市民の皆さまの御意見をお聴きするため公聴会を開催いたしますので、都市計画素案について公聴会で御意見を述べたい方は、素案の縦覧期間中にお申し出ください。

（1）素案の縦覧について

- 期間 令和8年3月19日（木）から令和8年4月2日（木）まで
- 場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（市役所本庁舎19階）、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館

※市ホームページでも図書の閲覧ができます。
※都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）は、平日の午前8時30分から午後5時まで。
※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

（2）公述の申出について

素案の縦覧期間中に、都市計画課まで「公述申出書」を持参又は郵送していただくか、市ホームページから提出してください。川崎市民及び利害関係人の方が公述の申出を行うことができます。

※「公述申出書」は、市ホームページに申請フォームがあります。持参、郵送の場合は公述申出書を素案説明会で配布しますので御利用ください。なお、縦覧場所でも入手できます。
※郵送の場合は申出期間最終日（令和8年4月2日（木））の消印まで有効です。
※公述の申出が多数の場合、公述人を抽選で選定します。選定の結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。
※公述時間は1人15分以内です（公述人が多数の場合は変更あり）。

（3）公聴会の開催について

- 日時 令和8年4月20日（月）午後7時
- 場所 川崎市役所本庁舎1階101・102会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）

※公聴会は、公述の申出があった場合に開催いたします。
※公聴会を開催しない場合は、令和8年4月13日（月）頃までに、市ホームページ、都市計画課、川崎区役所、田島支所（田島支所仮庁舎）、川崎図書館に掲示し、お知らせいたします。
※傍聴を希望される方は、直接会場にお越しください（申込不要）。お車での御来場は御遠慮ください。

■今後の手続の流れ



※1 川崎市民及び利害関係人の方が、都市計画の案に対して、意見書を提出できます。
※2 各手続について、下記メールアドレスの案内が配信される予定となります。

【お問合せ先】
川崎市まちづくり局計画部都市計画課 電話 044-200-2033

【都市計画案件HP】
<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-13-8-1-0-0-0-0-0.html>
手続のお知らせ（都市計画原案・素案の縦覧時期等）は、メールマガジンでの御案内も行いますので、配信を希望される方は御登録をお願いいたします。

【メルマガ登録】
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000119911.html>

都市計画案件HP

メルマガ登録





KAWASAKI CITY